

オ 法人事業税の超過課税の実施状況

(1) 超過課税の実施団体数等（平成29年4月1日現在）

①実施団体数 … 8都府県（宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県）

②税率の設定

資本割及び付加価値割 … 愛知県:標準税率の約1.01倍、静岡県:1.02倍、他都府県:標準税率の1.05倍

所得割及び収入割 … 愛知県:標準税率の約1.04～約1.3倍、神奈川県:標準税率の1.07～1.25倍

静岡県:標準税率の約1.07倍～約1.5倍、他都府県:標準税率の約1.07～約1.26倍

(2) 超過課税団体数の推移

年 度	～S48	49	50	55	H20～
団 体 数	—	1	2	7	8

(3) 超過課税収入額の状況（平成28年度）

1,600億円

(4) 超過課税の実施状況（平成29年4月1日現在）

団体名 (平成28年度 超過課税分)	超過課税の内容	不均一課税の内容	使 途	適 用 (超過税率の開始)
宮 城 県 45億円	[外形標準課税対象法人] 付加価値割 1.2% →1.26% 資本割 0.5% →0.525% 所得割 0.7% →0.88%	資本金1億円以下の法人で年所得4,000万円以下(収入金額課税事業については収入金額年3億2,000万円以下)のものについては標準税率による。	産業振興施策、宮城県沖地震の被害最小限化施策の展開のための財源に充てる。	平成20年3月1日から平成30年2月28日までの間に終了する事業年度に適用 (平成20年3月1日)
	[所得課税法人] 所得割 6.7% →7.18%			
	[収入金額課税法人] 収入割 0.9% →0.965%			
東 京 都 863億円	[外形標準課税対象法人] 付加価値割 1.2% →1.26% 資本割 0.5% →0.525% 所得割 0.7% →0.88%	資本金1億円以下の法人で年所得2,500万円以下(収入金額課税事業については収入金額年2億円以下)のものについては標準税率による。	一般財源に充てる。	平成16年4月1日以後に開始する事業年度から当分の間適用 (平成16年4月1日) 昭和49年4月1日以後に開始する事業年度から当分の間適用 (昭和49年4月1日)
	[所得課税法人] 所得割 6.7% →7.18%			
	[収入金額課税法人] 収入割 0.9% →0.965%			
神 奈 川 県 130億円	[外形標準課税対象法人] 付加価値割 1.2% →1.26% 資本割 0.5% →0.525% 所得割 0.7% →0.875%	資本金2億円以下の法人で年所得1億5,000万円以下のものについては標準税率による。	災害に強い県土づくりの推進及び東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備に要する財源に充てる。	平成16年4月1日から平成32年10月31日までの間に終了する事業年度に適用 (平成16年4月1日) 昭和53年2月1日から平成32年10月31日までの間に終了する事業年度に適用 (昭和53年2月1日)
	[所得課税法人] 所得割 6.7% →7.169%			
	[収入金額課税法人] 収入割 0.9% →0.963%			
静 岡 県 74億円	[外形標準課税対象法人] 付加価値割 1.2% →1.224% 資本割 0.5% →0.51% 所得割 0.7% →1.06%	資本金1億円以下の法人で年所得3,000万円以下(収入金額課税事業については収入金額年2億4,000万円以下)のものについては標準税率による。	地震・津波対策のための財源に充てる。	平成16年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了する事業年度に適用 (平成16年4月1日) 昭和54年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了する事業年度に適用 (昭和54年4月1日)
	[所得課税法人] 所得割 6.7% →7.18%			
	[収入金額課税法人] 収入割 0.9% →0.965%			

団体名 (平成28年度 超過課税分)	超過課税の内容	不均一課税の内容	使 途	適 用 (超過税率の開始)
愛知県 139億円	[外形標準課税対象法人] 付加価値割 1.2% →1.2144% 資本割 0.5% →0.506% 所得割 0.7% →0.916%		防災事業の推進のための財源に充てる。	平成16年4月1日から平成31年1月31日までの間に終了する事業年度に適用 (平成16年4月1日)
	[所得課税法人] 所得割 6.7% →6.988%	資本金1億円以下の法人で年所得5,000万円以下(収入金額課税事業については収入金額年4億円以下)のものについては標準税率による。		昭和52年2月1日から平成31年1月31日までの間に終了する事業年度に適用 (昭和52年2月1日)
	[収入金額課税法人] 収入割 0.9% →0.939%			
京都府 40億円	[外形標準課税対象法人] 付加価値割 1.2% →1.26% 資本割 0.5% →0.525% 所得割 0.7% →0.88%	資本金3億円以下の法人で年所得4,000万円以下、付加価値額1億4,000万円以下、又は資本金等の額1億6,000万円以下のものについては標準税率による。	産業の振興と社会基盤整備のための財源に充てる。	平成16年4月1日から平成32年12月31日までの間に終了する事業年度に適用 (平成16年4月1日)
	[所得課税法人] 所得割 6.7% →7.18%	資本金3億円以下の法人で年所得4,000万円以下(収入金額課税事業については収入金額年3億2,000万円以下)のもの及び中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人については標準税率による。		昭和56年1月1日から平成32年12月31日までの間に終了する事業年度に適用 (昭和56年1月1日)
	[収入金額課税法人] 収入割 0.9% →0.965%			
大阪府 213億円	[外形標準課税対象法人] 付加価値割 1.2% →1.26% 資本割 0.5% →0.525% 所得割 0.7% →0.88%		道路網や公共交通など企業の経済活動を下支えする都市基盤整備などの施策を実施するための財源に充てる。	平成16年4月1日から平成32年10月31日までの間に終了する事業年度に適用 (平成16年4月1日)
	[所得課税法人] 所得割 6.7% →7.18%	資本金1億円以下の法人で年所得5,000万円以下(収入金額課税事業については収入金額年4億円以下)のものについては標準税率による。		昭和50年11月15日から平成32年10月31日までに終了する事業年度に適用 (昭和50年11月15日)
	[収入金額課税法人] 収入割 0.9% →0.965%			
兵庫県 94億円	[外形標準課税対象法人] 付加価値割 1.2% →1.26% 資本割 0.5% →0.525% 所得割 0.7% →0.88%		将来を見据えた革新的な施策を推進し、経済・雇用の回復力を加速させ、地域経済の確立を図るための事業に充てる。	平成16年4月1日から平成33年3月11日までの間に終了する事業年度に適用 (平成16年4月1日)
	[所得課税法人] 所得割 6.7% →7.18%	資本金1億円以下の法人で年所得7,000万円以下(収入金額課税事業については収入金額年5億6,000万円以下)のものについては標準税率による。		昭和51年3月12日から平成33年3月11日までの間に終了する事業年度に適用 (昭和51年3月12日)
	[収入金額課税法人] 収入割 0.9% →0.965%			
計 1,600億円	(注) 1. 地方法人特別税適用後の法人事業税の税率を記載している。 2. 軽減税率については記載を省略している。 3. 「不均一課税の内容」欄のうち、「資本金」とは資本金の額又は出資金の額をいう。 4. 外形標準課税対象法人に対する超過課税については、宮城県を除き、外形標準課税導入時から適用されている(宮城県は超過課税導入時から適用)。 5. 超過課税収入額について、端数処理の関係上、各都府県合計と計欄が一致しない場合がある。			